

勿凝学問 348

だから、附則 104 条は、閣議決定「中期プログラム」違反の法律なのか？

2011 年 1 月 19 日
慶應義塾大学 商学部
教授 権丈善一

誰も言わないことを一言いっておく。

前々からいっていることだけど、2009 年 3 月 27 日に成立した平成 21 年度税制改正附則 104 条にある「平成 23 年度までに必要な法制上の措置を講じる」という文言は、2008 年 12 月 24 日の閣議決定「中期プログラム」を破棄した上での法律なのかい？

「[中期プログラム](#)」には、次のように書いてある。

今年度を含む 3 年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提に、**消費税を含む税制抜本改革を 2011 年度より実施できるよう、必要な法制上の措置をあらかじめ講じ、2010 年代半ばまでに段階的に行って持続可能な財政構造を確立する**

この閣議決定に対応して、[平成 21 年度税制改正附則 104 条](#)には、次の文章を書いわけだろう。

平成 20 年度を含む 3 年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、**平成 23 年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする**。この場合において、当該改革は、2010 年代(平成 22 年から平成 31 年までの期間をいう。)の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

鳩山内閣では附則 104 条については一切触れられていなかったが、菅内閣になってこの話がでてきた。内閣が遵法精神をもつという意味で、それは鳩山政権から菅政権への変化は一步前進とは言えるんだろう。ところが、菅政権の下では、いつの間にか、総理や財務大臣が「附則 104 条には、平成 24 年 4 月までにと書かれているわけですから」と言うようになる。そして、昨 2010 年 12 月 14 日の閣議決定「社会保障改革の推進について」では、「23 年半ばまでに成案を得」と、正々堂々と書かれるようになる。

このあたり、僕が ILO 協会に出している原稿に次のように書いているのは、そういうこと。

2010年12月14日の閣議決定「社会保障改革の推進について」には、「社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案…の実現に向けた工程表とあわせ、**23年半ばまでに**成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る」とある。菅内閣の下でのこの閣議決定は、2009年3月、麻生内閣時に成立した平成23年度税制改正附則104条にある「消費税を含む税制の抜本的な改革行うため、消費税を含む制の抜本的な改革行うため、平成23年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする」に対応するものということになっている。もともと、**附則104条では「23年度まで」と書かれているところが菅内閣での閣議決定では「23年半ばまで」となっているのであるが…。**

どうにでも解釈できる、玉虫色の官僚言葉の作文と言うこともできるんだろうかね。閣議決定も法律も、将来に起こることの予測の定点に使うことが出来ない。ぼろぼろだな。だから、僕は、上の文章に続いて、次のように書くことになる。

ところで、政府与党が衆議院で3分の2を確保していないために、閣議決定が実行される保証は、実のところどこにもない。さらに言えば特例国債（赤字国債）の発行は財政法の中で禁止されている。そこで、赤字国債を出すためには、毎年の通常国会で財政法の例外を認めるための特例公債法という予算関連法案が成立しなければならない。そして、この予算関連法案には衆議院の優位性はない。となれば、必ず赤字国債を発行せざるを得ない今の与党は、予算関連法案を成立させるために、必ず野党の協力を得なければならなくなる。

さてさて、今後の展開、いまは、誰が予測できるって言うんだい（笑）。

まあ、みんなが選挙で熱狂的に選んだ政権だから甘受する、その一点を心の慰みとするしかないのかな。。。

関連文章

勿凝学問 283 [平成 21 年度税制改正附則という仕掛けとこの国の行方](#)

勿凝学問 334 [政権たおれるかもね——基礎年金国庫負担問題の本質](#)